

日本学術振興会
国 際 研 究 集 会
平成 23 年度分・募集要項

平成 22 年 3 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、学術の国際協力を推進するため、我が国で開催される国際的な学術研究集会（以下「研究集会」という。）の開催を奨励する事業を行っています。この事業は、研究情報の交換と研究者の交流を図り、我が国及び世界の研究水準の向上に資し、学術の国際交流に寄与することを目的としています。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 申請資格

以下に掲げる我が国の研究機関に所属する常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であって、開催を希望する研究集会を代表する者。

※常勤職の位置づけについては、受入研究機関の定めによります。

- ① 大学，大学共同利用機関，短期大学，高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人，特殊法人，政府出資法人，一般財団法人，一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※②～④については「機関コード一覧」（<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/kikanList.do>）に掲載されている機関に限る。

4. 研究集会の開催時期

対象となる研究集会は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開催するものとします。

5. 採択予定件数

約 40 件

6. 本会支給経費(予定)

研究集会開催に必要な経費の一部(招へい外国人の旅費、会場費等)で総予算のうち参加費や他の助成金等を含む自己収入で賄うことができない経費。

支援総額（予定）：研究集会 1 件あたり 200 万円以内

※予算の都合により、申請額より減額されることがあります。

研究集会の開催に要する業務の一部について、開催責任者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。なお、本事業では委託手数料の支給はありません。

7. 申請手続

本事業は、本会ホームページ上の「日本学術振興会電子申請システム」により申請者の所属機関を通して申請を受理します。

なお、詳細は電子申請のご案内ページ(<http://www.shinsei.jsps.go.jp/>)を参照してください。

○申請受付期間

平成 22 年 4 月 26 日(月) ～ 平成 22 年 5 月 7 日(金)

(本申請は、申請者から本会に直接申請するものではなく、機関担当者による電子申請システム上の承認を経て申請が受理されるものであり、上記に示したのは機関から振興会へ申請する際の提出期間です。機関における申請受付の締切は別途定められると考えられますので、機関担当者を確認してください。)

8. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考

選考は、本会において、以下の審査方針に基づき行われます。ホームページ「国際研究集会の採択方法」を参照してください。 http://www.jsps.go.jp/j-meeting/05_flow.htm

【審査方針】

- ①我が国及び世界における学術の進展に資するものであること。
- ②研究主題が明確であり、学術的価値があること。
- ③我が国で開催する意義が明らかであること。
- ④外国人出席者の割合が、原則として、概ね 25% 程度以上であること。
- ⑤若手研究者の参加に十分配慮したものであること。
- ⑥研究集会を開催するための組織的な事務体制が確保できること。

(2) 選考結果の通知等

- ①選考結果は、平成 22 年 8 月中旬（予定）に本会理事長から申請者の所属機関長を通じて文書で通知します。
- ②選考結果は電子申請システムにより確認できます。

9. 開催責任者等の義務

- (1) 開催責任者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行ってください。
- (2) 研究集会開催にあたっては、本会の支援事業である旨ポスター等印刷物に記載してください。

- (3)開催責任者は、研究集会終了後1ヶ月以内に、別に定める様式によって研究集会報告書を提出してください。
- (4)会議開催案内、開催報告等は国内学会誌、国際学会誌などにより、国内外に積極的に公表するようにしてください。また、その際には、記事の抜刷等1部を本会に提出してください。

10. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、本事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

なお、採択された場合、開催責任者氏名、研究集会名及び研究報告書等が公表されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合があるので、その旨あらかじめご承知おきください。

11. 不正使用等に対する措置について

競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）、指導的立場を利用したセクシュアルハラスメント等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。

競争的資金等の適正な使用等については、別紙（「競争的資金等の適正な使用等について」）をご参照ください。

12. その他の注意事項

- (1)本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがある開催責任者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。
- (2)本会は、軍事に直接係わる研究を支援しません。
- (3)申請に関する詳細な注意事項等については、「申請書作成にあたっての注意事項（国際研究集会）」等を参照してください。

13. 連絡先

〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地 電話 (03)3263-3443, 9094
独立行政法人日本学術振興会 人物交流課 「国際研究集会」担当